



# 川越

広報

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課

## —ご存知ですか—

# 選挙二法改正のポイント



お中元やお歳暮

### 金のかからない選挙に

#### 寄付の禁止

第七十五国会で公職選挙法および政治資金規正法の二法が改正されましたので、改正点の一部を紹介いたします。  
政治家や候補者などに金を使わせないようにしなければなりません。今回の改正で選挙区内の人に寄付をすることは、全面的に禁止されました。政治家や候補者などは、選挙に関係あるなしにかかわらず、次のような贈り物をする法律違反になります。

- ◎お中元やお歳暮を贈ること。
- ◎お祭りのときにお金を寄付したりお酒などを届けること。
- ◎開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること。
- ◎出産、入学、卒業、就職などのお祝いにお金や品物を贈ること。
- ◎結婚式のときにお祝いのお金や品物を贈ること。
- ◎旅行する人に銭別を贈ること。
- ◎お葬式の際、香典や花輪、供物などを贈ること。
- ◎町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり食事やお酒を届けること。
- ◎町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物をさし入れしたり、バス



落成式や開店祝いの花輪

代などの費用を負担すること。  
選挙区からの陳情者などに飲物を出したりおみやげなどをあげることに。  
※有権者は政治家や候補者などにこのような寄付をねだつたりしてはいけません。  
立派な政治家を育てるように有権者も心がけましょう。

#### 立札等の制限

最近選挙のあるなしにかかわらず、政治家や候補者などの氏名、後援会の名称を書いた大きな立札、看板などがはらんして批判を招き、同時に選挙に金がかかる要因となっていました。

今回の改正では、こうした政治活動の立札、看板などで、政治家や候補者などの氏名等を表示するもの、あるいは後援団体の名称を表示するものは制限され、選挙管理委員会の定める表示をした立札、看板など一定のものを除いて、いっさい掲示できないことになりました。



団体旅行の寄付や差し入れ

や政治団体の活動が、国民の不断の監視と批判のもとに行われなければなりません。

そのためには、政党などの台所を国民の前にガラス張りにする必要があります。また政治に不当な圧力をかけさせないために、政党などへの寄付には節度をもたせる必要があります。このようなねらいで政治資金規正法が改正されました。

### きれいな選挙を

今年選挙にとって意義深い年に当たります。明治二十三年に国民が初めて国政に参加してから八十五年。大正十四年に二十五歳以上のすべての男子に選挙権(普通選挙法)ができてから五十年。昭和二十二年に婦人に参政権ができてから三十年。この間、多くの人の苦勞があつて今日のような立派な選挙制度になったのです。

いまこそ、選挙を通して政治に参加する「意義を考え、きれいな選挙を心がけるよい機会ではないでしょうか。またそうすることが先人の苦勞に報いる結果になるのではないのでしょうか。

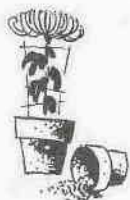
川越市選挙管理委員会  
川越市明るい選挙推進協議会

### ガラス張りの政治資金に

政治をよくするために、政党

## 主な内容

- 選挙二法改正のポイント、人口のうごき ..... 1 P
- 国民健康保険税条例・あん分率など四点を改正、水道・建売住宅などに料金予納制採用、農用地利用促進を柱に農振法の一部改正ほか ..... 2~3 P
- こうすれば火災はなくなる！ 川越大橋が全面交通止めにほか ..... 4 P
- 下水道ポスター入賞者発表、差別の現状を正しく知ろう⑦ほか ..... 5 P
- 写真ニュース、まちのひろば ..... 6~7 P
- 市民相談、第27回市民文化祭の日程、第3回公衆衛生大会、3ヵ月児検診、版画教室、着物着付け教室 ..... 8~9 P
- ぼくらの作文、図書館だより、短歌だよりほか ..... 10 P



### 人口のうごき 10月1日現在

|        |          |
|--------|----------|
| 人口     | 222,404人 |
| (前年同期) | 213,982人 |
| 男      | 112,413人 |
| 女      | 109,991人 |
| 前月比    | 685人増    |
| 世帯数    | 64,875世帯 |
| 出生     | 443人     |
| 死亡     | 64人      |
| 転入     | 1,286人   |
| 転出     | 980人     |



# 国民健康保険税条例

## あん分率など低所得者の範囲 拡大された

地方税法の一部改正および療養費の増加等に伴い、川越市でも国民健康保険税条例の一部改正をしました。

改正の要点は、①あん分率の改正、②月割計算の整備、③低所得者の範囲拡大、④譲渡所得課税の特例の四点です。

なおこの改正は本年度分から適用になります。

### 本人負担を最小限に

国民健康保険は、各種の健康保険の一種で一般に「国保」といわれて市町村がそれぞれ一つの単位で実施しているものです。そして、国保に加入している被保険者の方が医者の診療を受けたときは、その費用の七〇割を国保で負担し、残りの三〇割は医者にかかった本人が、一部負担金として窓口で支払っていただきます。

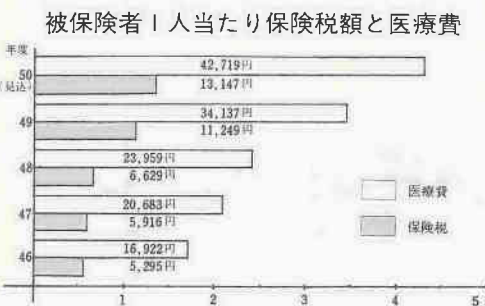
国保はこのような方法でお互いが助け合い、突然の出費を少なくしようとする制度ですが、国保に加入しますと、加入した世帯の世帯主は国民健康保険税を納める義務が発生することになります。

しかし、この国民健康保険税(国保税)だけで医者に支払う全費用すなわち医療費が賅われる訳では

なく、このほか国からの交付金や県からの助成金、市の一般会計からの繰り入れ金によって運営されています。すなわち国からは七〇割分のうち四〇割が交付され、残りの三〇割が国保税として被保険者の負担となりますが、この三〇割をすべて被保険者の負担にするという負担が大きくなりますので、その一部を助成金や繰り入れ金で賄い、税負担の軽減をはかっているわけです。

### 苦しい国保財政

しかしながら本年度は、国保税として支払われる総額を試算した



①所得割額 3.6 (2.9) 100  
 ②資産割額 31.00 (25.100)  
 ③均等割額 一人当たり千九百円 (千二百五十円)  
 ④平等割額 一世帯当たり三千三百円 (二千五百円)

しかしこれらの割合は、当初算定したものに、繰り入れ金の増額をするなどして、できる限り各人の負担を少なくしました。

この改正で一人当たりの増加割合は約二七割、金額にして約千九百円程度の増額になりました。

**月割課税の整備**  
 国保税は年度ごとに賦課されま

### 主な改正点とその内容

#### あん分率の改正

まず保険税のあん分率を次のように改正しました。(カッコ内は改正前)

#### 低所得者の範囲拡大

次に、国保税は総所得額が少ない方については、本人の申告を待たずに一定額の税を軽減してい

### 積極的な賃貸借で 農地を有効に利用

この制度は、農地が地域の農地を確保し、賃貸借を通じて農地の適正な流動化を進めることによつて、有効な土地利用を図るためのもの

**農地法の制約も大幅に緩和**

また農地の賃貸借を促進するため、農地法も次のように大幅に緩和されました。

①農地の賃貸借は、農家の自主的な意向に基づいて、市の定める「農用地利用増進規程」によつて行われます。

②賃貸借は不在地主、在村地主の制限面積の適用は受けません。

③賃貸借の期間は短かくてもかまいません。

④離作料は払う必要はありません

⑤小作地でも、その農地の所有者がおよび小作者双方の同意が得られれば賃貸しができます。

⑥賃貸借料は、一応農業委員会が定める標準小作料額を基準としながら、農地の生産条件などを勘案して算定されます。

#### 特定利用権設定の制度創設

市または農業協同組合では、農用地区域内にある農用地が耕作放棄などで荒廃され、耕作等の目的に使われていない場合は、知事の承認を受けて、その土地の所有者に対し特定利用権(耕作等を目的とする賃借権)の設定について協議を求められることができるようになりました。

#### 開発許可等の制度創設

農用地区域内の開発行為(宅地造成、土石採取、土地の形質変更、建築物その他工作物の新設・増築等)をしようとする場合は、あらかじめ知事の認可を受けなければなりません。ただし地方公共団体、土地改良事業および農

#### 譲渡所得課税の特例

四つ目の改正事項は、所得割額の基礎となる長期譲渡所得と短期譲渡所得に係るものです。これらの所得は、所得税や市県民税では他の所得と分離して特別控除が認められ、課税計算が行われます。

#### 納税通知書は十日ごろお手元へ

この改正に伴って、納税通知書を条例で定める期日までに発行できなくなったために、本年度に限って、納期を十一月十日から三十日まで延期したのでご承知ください。なお納税通知書は、十一月十日ごろまでに到着するよう発送します。

※このほかわからないことは、保険年金課(電話 一八八一-内線二六九-二七〇)へお尋ねください。

### 水道 建売住宅などに 料金予納制を採用

市では、十一月一日以後新たに給水する建売住宅、アパート、貸家の建築主に、水道料金(下水道料金を含む)を予納していただく方法を採用することにしました。

これは、従来建物が出来上がったから入居者が決まるまでの間に業者間で転売されたり、入居者が決まっても使用者変更の届出がされないために、誰が水道料金を負担するのかはつきりしないというトラブルが行われています。そして存続期間が切れると、賃貸借は自動的に終了します。

②賃貸借は不在地主、在村地主の制限面積の適用は受けません。

③賃貸借の期間は短かくてもかまいません。

④離作料は払う必要はありません

⑤小作地でも、その農地の所有者がおよび小作者双方の同意が得られれば賃貸しができます。

⑥賃貸借料は、一応農業委員会が定める標準小作料額を基準としながら、農地の生産条件などを勘案して算定されます。

#### その他の事項

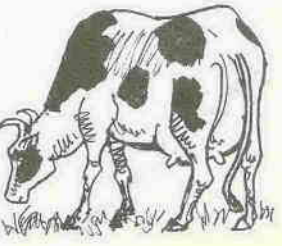
交換分合計画に反して農用地の形質を変更したり、知事の許可なしで開発行為を行った場合の罰則規定が設けられました。

× × × × × × × × × ×

以上が今回の農振法一部改正の要点です。この制度の改正趣旨をご理解いただき、本事業の推進に皆さんのご協力をお願いします。

なお市では、県の具体的な運用方針等が決まり次第、事業を推進していく予定です。

くわしいことは農務課(電話 一八八一-内線四六五)か農業委員会(内線三九一-三)へお尋ねください。



## 農用地の利用促進を柱に

### 農振法の一部改正

第七十五国会で、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律が成立し、七月十五日から施行されました。

この改正で農業振興地域制度は一層充実され、農用地区域内の土地保全および活用が図られるとともに、各地域の実態に

即した農業経営の規模拡大を実現する道が開かれました。そこで、関係者の皆さんに十分ご理解いただくため、改正の要点を紹介いたします。

#### 農用地利用計画の充実

農用地区域の用途区分は、従来田、畑、樹園地、採草放牧地および混牧林地の五区分でしたが、改正により新たに「農業用施設用地」という用途区分が加えられました。

ここでいう農業用施設用地の規模は、おおむね二ヘクタール以上の集団的なもので、小規模の農業用施設用地は今までと同じ扱いです。またこの改正に伴い、農振法第五條により県の農業振興地域整備基本方針の変更(農業用施設用地)の設定基準を定める等)もす

#### 交換分合制度の創設

農業振興地域内の農用地等がそれ以外の用途に供されるときは、農業振興地域内の農用地と見通される場合、市は知事の認可を受けて、農業振興地域内の一定の土地に関する交換分合計画を定め、これを実施することが出来ます。

この場合、農用地は、除外する土地の面積は、交換分合で農用地に編入する土地の面積の三割以内にとどめ、農用地区域内への編入を積極的に促進することになりました。

農業者がそれ以外の用途に供されるときは、農業振興地域内の農用地と見通される場合、市は知事の認可を受けて、農業振興地域内の一定の土地に関する交換分合計画を定め、これを実施することが出来ます。

この場合、農用地は、除外する土地の面積は、交換分合で農用地に編入する土地の面積の三割以内にとどめ、農用地区域内への編入を積極的に促進することになりました。

### 軽自動車の車検を受ける方にお願

軽自動車の車検を受けるときは納税証明書がないと、道路運送車両法(第九七条第二項)の規定によって車検が受けられませんが、今年度から継続検査を自動車整備業者へ委任するときは、委任状または代理人選任届が必要です。

このほかくわしいことは、市民課課税係(電話 一八八一-内線八三二)へお尋ねください。





新富町商店会の自主消火訓練

# こうすれば 火災はなくなる！

## — 防火管理の徹底 —

### 日常生活の一部に

皆さんは恐らく防火について日ごろから関心をもち、火災を起さないよう心がけていることでしょうが、それでも発生件数は一向に減少する気配がありません。

電気こたつやアイロンの消し忘れ、火をつけたままの石油ストーブへの給油、あるいはたばこの火の不始末など、ほんのわずかな不注意が火災の原因になることは誰もが知っているのですが、現実にはこれらが守られていないため火災が起きています。つまり日常の防火管理が徹底してないと言えらるのではないのでしょうか。

そこで、このような火災の原因となるものを確実に取り除くためには、防火に対する注意事項を日常生活の一部として取り入れて行くことが何よりも大切なことです。例えば、わが家の防火チェックポイントなどといったものを紙に書いて見やすい場所にはり、外出時や寝る前に必ず点検するのもひとつの方法です。

### 法令の基準も参考

消防法によると、学校、病院、工場、百貨店など多数の人が出入りする場所では、防火管理者を定めて、消防計画を作成し防火上必要な業務にあたらなければならないとされています。

一般家庭にはこのような法による義務づけはありませんが、大切な生命、財産を火災から守るため

には、法令の基準を参考にしながら、自分の家庭に見合った防火管理の体制をつくっておくことが望まれます。

### 地域の防火組織

最近では、一般家庭だけでなく自治会単位などで自主的な防火管理の組織をつくり、日ごろから対策を検討し協議している団体もいくつか見つけられますが、これも大変有効な方法です。

これらの団体では、それぞれが組織の一員として防火意識の向上に努め、定期的な集会の場を設けて意見の交換を行い、併せて消火訓練、通報訓練など担当を決めて実施しています。

消防本部では、依頼があればいつでも出向いて防火座談会、防火映画会などを開いていますので、ご希望の向きは遠慮なくお申し出ください。

### 火災事例

ある家庭で、奥さんが天ぷらを揚げようと、鍋の中に油を入れがスコンロに火をつけました。油が熱くなるまで間があるので、その時間を利用してふろを沸かそうと思い、裏に出て屋外にあるふろのたき口を火をつけてから表の方へ回りました。その時台所の方向から黒

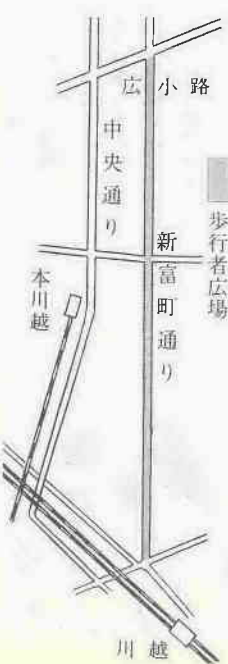
い煙が出ているのに気づき、急いで台所へもどってみると、煙は油鍋から吹き上げていたので、すぐに近くにあった雑布や野菜などを鍋の中にほうり込んで消し止めようとした。しかし、あわてていたために思うようにならず、そのうち油がこぼれ出しガスコンロの火に着火して周囲の物に燃え広がりと、とうとう住宅を半焼してしまいました。

### 橋架け替え工事で 全面交通止めに

川越大橋(鳥頭坂陸橋)の老朽化に伴い、架け替え工事が十一月二十日から来年八月三十一日までの予定で行われます。このため工事期間中は、同橋が全面交通止めに なりますからご承知ください。

### 楽しい歩行者広場に

毎週土曜日・日曜日と祝祭日の午後一時から六時まで、別図の区域は歩行者広場として開放されています。したがって、この時間は車両通行止になりますが、時々標



50年9月末日現在の 市内での交通事故状況

| 年別   | 人身事故 |      |      | 物件事故  |
|------|------|------|------|-------|
|      | 件数   | 死者   | 傷者   |       |
| 50年  | 668  | 7    | 867  | 745   |
| 49年  | 715  | 9    | 997  | 701   |
| 増減数  | -47  | -2   | -130 | +44   |
| 前年比% | 93.4 | 77.8 | 87.0 | 106.3 |

がとれなかったことです。火災の場合には誰でも冷静さを失いがちですが、普段の備えがしっかりしていれば、自信を持って落ち着いて行動できたはずですし、火を扱う台所では、すぐ手近に消火器を置くというごくあたりまえのことを実行していれば、これを使わずに単に消し止められたはずで、このように、火気の取り扱いと消火の準備に十分注意することがとりもなおさず家庭における防火管理体制を万全にすることです。恐ろしい火災をなくすのは皆さんの心構え一つです。

識を無視して進入する車が見つけられず、みんなが互いに注意し、違反車を止め出して楽しい歩行者広場にしましょう。

# 二百二十七点の応募

## 下水道コンクール入賞者発表

下水道事業の促進と下水道に対する理解を深めるため、市内の小・中学生から募集した下水道ポスターコンクールには、昨年より百点も多い二百二十七点の応募がありました。

今年、明るい作品が多いへん目立ちましたが、これは小・中学生の皆さんが処理施設を見学するなど、下水道事業に対する関心が高まったものと思われまます。審査は小・中学校美術部代表の方にお願し、慎重に審査の結果次の方々が入賞しました。

なお入賞作品は、第十五回全国下水道ポスターコンクールへ出品しました。(敬称略、順不同)

### 〈特選〉

- ▽おちあいとひろ(月越小二年)
- ▽はつとりたかお(同)
- ▽辻直子(同)
- ▽古川泰三(仙波小四年)
- ▽新井方子(月越小四年)
- ▽小谷野隆(同)
- ▽土橋真由美(霞ヶ関北小六年)
- ▽福島一美(川越小六年)
- ▽岩崎純(初雁中三年)
- ▽鈴木きゆり(同)
- ▽島田真理子(第一中三年)

### 〈金賞〉

- ▽坂口仁美(川越小三年)
- ▽福田小六年)
- ▽中島和雄(同)
- ▽塚原

### 〈銅賞〉

- 順子(月越小三年)
- 吉川正人(同)
- 浅見典子(武蔵野小四年)
- 壺井猛(川越小四年)
- 落合啓之(月越小五年)
- 細田秀敏(同)
- 小谷野典子(同)
- 堀越秀之(同)
- 若山英己(同)
- 熊沢浩(同)
- 高師功(川越小六年)
- 武田裕一(霞ヶ関東小六年)
- 真仁田美津江(月越小六年)
- 矢沢厚子(第一中一年)
- 岸野ひとみ(同)
- 鈴木隆行(初雁中二年)
- 神山杉子(第一中三年)
- 神宮司瑞子(同)
- 大野延子(同)
- さいとうななえ(月越小二年)
- おのくにひろ(同)
- 堀越礼子(月越小三年)
- 斎藤玲子(同)
- 白石孝(同)
- 丸山くみこ(同)
- 振旗義彦(同)
- にしひやくみこ(同)
- 梅沢順子(同)
- 山本小夜子(同)
- 柳川くに子(同)
- 島崎和美(川越小五年)
- 内山智子(同)
- 内山典子(月越小五年)
- 新井清美(同)
- 小山一彦(同)
- 本間義啓(同)
- 橋本哲(川越小六年)
- 中島和雄(同)
- 塚原

(明るいものが多かった今年の作品)

知らせします。

## 差別の現状を正しく知ろう

このシリーズは、今もなお蔽存する部落差別の実情を正しく認識した上で、このような差別を一日も早く解消するために、はどむしたらよいのかを考えようとするものです。

### 四、生活と社会福祉

(1)所得状況

これまで三回にわたって産業と職業の状況をみてきましたが、このように産業が零細であり職業が低位の状態であり、そこから得られる所得は当然低くなります。

事実、同和对策審議会の調査部会が行った同和地区の実態調査でも、このことが明らかにされています。

すなわち、「同和地区住民の所得水準は一般に低く、またその向上は、地区産業、職業構成の特徴からかなり困難な状況にある。同和地区人口の多くは単純労働、不定期労働に従事し、月収額は少ない上一定しない場合が多い。収入は世帯主だけに依存することが少なく、配偶者や同居家族員の就労による複合的收入形態が多い。」と、その調査報告は指摘しています。

四六調査による住民税の課税状況は、こうした事情を具体的な数字で裏付けるものです。同調査により、生活保護を含む住民税非課税世帯は二・四割、均等割だけの課税世帯が三・四・三割と

住民税課税状況から見た所得階層分布

| 区分        | 調査    |      | 国民生活実態調査 |
|-----------|-------|------|----------|
|           | 46調査  | 調査   |          |
| 非課税世帯     | 21.4% | 8.1% |          |
| 均等割のみ課税世帯 | 34.3  | 16.8 |          |
| 所得割課税世帯   | 44.3  | 75.1 |          |

なっていて、所得割課税世帯は四四・三割と半分は満たない状況です。

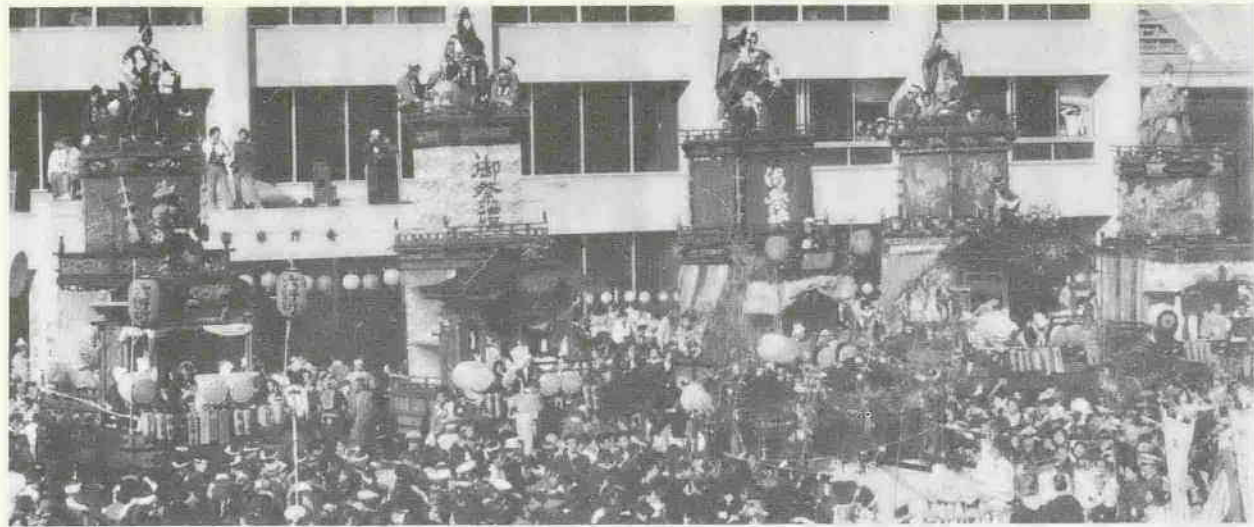
一方、全国の場合は、昭和四十六年の国民生活実態調査により、所得割課税世帯が圧倒的に多く、七五・一割を占めており、非課税世帯はわずか八・一割に過ぎません。

(注)国民生活実態調査は厚生省が毎年行っているものですが、抽出調査ですからここに掲げた全国の数字は推計です。

このように、同和地区と全国では、住民税の課税状況からみて、所得分布に相当の隔たりがあると言えるでしょう。

もっとも、同和地区でも地域別にみると所得割課税世帯がかなり多いところもあり、たとえば神奈川県が七三・五割、群馬県七〇・五割、埼玉県七〇・一割となつていますが、これらは全国の数字と比べてもほとんど差はありません。しかし、同和地区の数字が高い県では、その県全体の数字も全国平均を上回っている場合が多いので、やはり格差があることは否めなれないと思われ





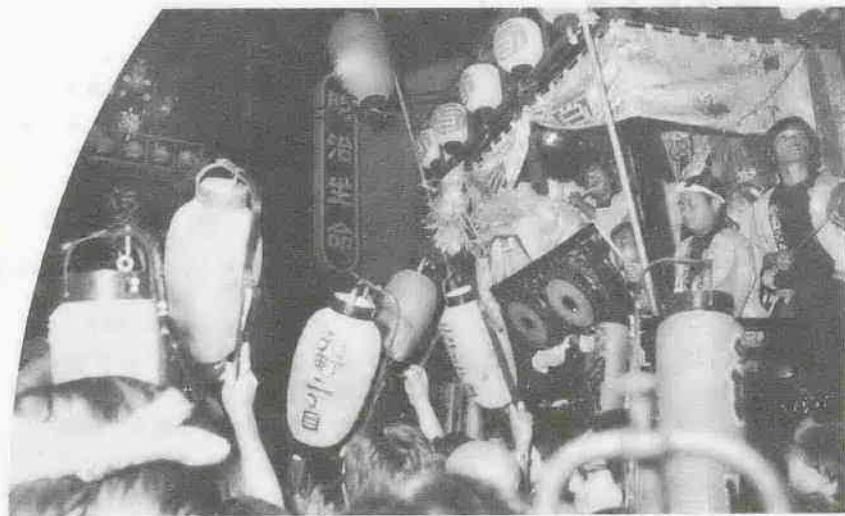
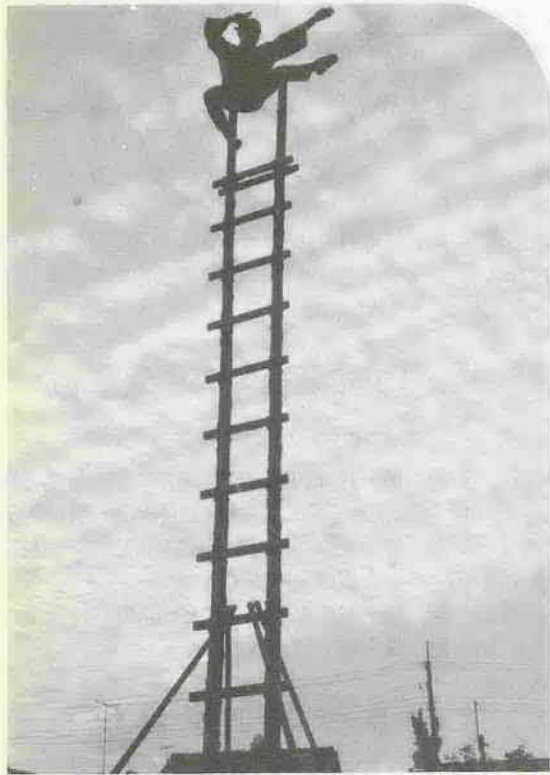
みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

### まちは山車と囃子と人であふれた

— 川越まつり —

10月14・15日、恒例の川越まつりが行われました。“小江戸の情趣を今に伝える”といわれる川越まつり、今年は計26台の山車が参加、昔の街なみを残す中央通りを中心に盛大に引き回されました。

40万人を越す人出の中、みんな美しい山車の錦絵や人形に酔い、“神田囃子”にうかれました。



この展示会は、市教育委員会と市教育研究会の共催で毎年行われているもの。今年の出展点数は、小学生から百三十八点、中学生から二十一点。授業中や夏休みなどに自分で気づいた現象について、子どもたちが自主的・意欲的に取り組んだ、いずれも力作ばかり。ありのふえ方から不老川の水質」まで内容も豊富でした。

**町の芸術家 板ベイに集う**

秋はまた、芸術の季節。今年も新河岸の親和会では、十二月二日(日)・三日(祝)の二日間、新河岸美術展を開催します。

**行事予定**

十一月上・中旬

下広谷南公民館料理グループバザー：一日(日)、正午から同公民館でマドレーヌ、シュークリーム、クッキー、ドーナツ、エプロン、アートフラワーなどいずれも市価の二・三割安。

霞ヶ関地区菊花展：一日(日)・二日(祝)・午前九時から霞ヶ関公民館で。

古谷地区菊花展：二日(日)・三日(祝) 午前九時から古谷公民館で。

名細地区菊花展：二日(日)・三日(祝) 午前九時から名細公民館で。

高階地区盆裁展：二日(日)・三日(祝) 午前九時から高階公民館で。盆裁相談も行います。

第三回大東公民館まつり：二日(日)・三日(祝)、午前九時から大東公民館で。菊花展などの各種展示

# 秋

## そして祭り

### 写真ニュース



十月十日の体育の日、市民体育館で第二十八回市民体育祭の開会式が、多数の選手・役員を集めて開かれました。体育功労者や優秀選手の表彰のあとアトラクションとして、体操連盟の若者による素晴らしい演技がひろげられました。

#### もう一つの祭り

市民体育祭開会式



#### 今は小さいけれど...

—南高校体育祭—

この春開校したばかりの県立南高校で、10月9日、楽しい体育祭が行われました。1年生(270人)だけのカワイイ体育祭ですが、熱気だけは一番。

川越駅西口に、十月十日、花植木センターがオープン。安くて良い品を歩きながら自分で選べるこのセンター、再開発の街西口のオアシスともなるでしょう。

#### リンクの街のオアシスに

花植木センター開設



#### 雨なんか関係ない

—つり大会—

十月十二日、小雨の伊佐沼畔で市民文化祭行事のつり大会が行われ、百八十人の太公望が参加。大字小室の亀井雄さんが、二千四百六十グラムもつり上げ、優勝。



# まちひろのほ

#### 「関越」の騒音問題で

— 公団に陳情 —

このほど、関越自動車道の騒音をめぐって、市内福原地区・大東地区の関越自動車道沿線十三自治会により、「関越自動車道防音対策促進協議会」が結成されました。同協議会は、関越自動車道が東松山まで延長された八月中頃から活動を開始、八月三十日に正式に発足した。この九月二十九日には、「交通量の増大や自動車の大型化による騒音に悩まされ、イライラする毎日を送っている」として、沿線住民の生活環境に影響を及ぼす騒音、および将来その発生が心配される排気ガスについて日本道路公団東京第二管理局所沢管理事務所、防音壁の設置を陳情しました。

その席で公団側から「設置を考慮中。具体的には行政側(市)と協議する」「遮音壁を年間三キロ位位はつくる」「その他、道路排水、枯草の問題も善処したい」と三点の回答を引き出し、同協議会では運動の前進として評価しています。一方、関越自動車道の川越・東松山間完成と同時に、騒音で悩まはじめてのが霞ヶ関地区芳地戸自治会。「開通前はたいしたことはないと思っていた」が、今や騒音のため「テレビの音も聞こえない

し、電話も使えない」と、九月十日、同公団東松山管理事務所現状を訴え、防音壁設置を要望しました。これについて芳地戸自治会では「まだ回答はないので、さらに要望していく」と語っています。いずれにしても、生活に関わる非常に現実的な話として今後注目していきたいものです。

#### 十歳の記念パーティー

中央公高年齢者学級

敬老の日も過ぎた九月二十八日中央公民館で高齢者学級開設十周年記念祭が開かれました。

中央高齢者学級は昭和四十一年九月十二日発足、現在学級生二百五十三人。この記念祭は、いわば同級生の「十歳のお誕生日」記念パーティー。当日は、十年間在籍の水村いとさんほか二十一人の方に感謝状を贈って、学級と学級生両方の長寿を祝い、その後民謡や踊りで楽しい一時を過ごしました。十歳という若々しい高齢者学級と楽しげなお年寄り、どちらにも長生きしてもらいたいものです。

#### 小さな科学者

仙波小に勢ぞろい

十月五日、仙波小学校体育館で川越市科学教育振興展覧会が開かれました。「市科学展」の名称でも親しまれ

この美術展は、街頭美術展として知られる楽しいもの。新河岸本通り「に面した民家の板ベイに展示するこの催し、今年で二十一回目をむかえるほど、みんなに親しまれています。今年は、出品点数約三百点。小さなお子さんからお年寄りまで、「町の芸術家」がおおぜいが参加。午前七時〜夕方五時半頃まで展示します。なお、親和会では、同地区の方以外の皆さんからも、広く出品していただきたいと言っています。出品ご希望の方は、佐野幸一さん(下新河岸二七、☎四四四三三)へご連絡ください。雨天の場合は順延します。



〔第27回市民文化祭の日程—その3—〕

(中央公民館 ☎22-1394)
(南公民館 ☎43-0038)

Table with 5 columns: 行事名, 日 時, 会 場, 内 容. Lists various cultural events like music festival, art exhibition, and tea ceremony.

おしらせ

第3回公衆衛生大会

パネルディスカッション等

市と市公衆衛生協議会では、川越保健所、新河岸川上流公害防止推進会、市母子愛育会、市献血会の後援で、公衆衛生についての考え方を広めていただくため、下記により「第3回川越市公衆衛生大会」を開きます。

特に今回は、「ゴミ問題」について一般の方のご意見もおききし、また討論を行い、今後の公衆衛生の推進に役ださせたいと思います。市民の皆さんの参加をお待ちしています。

期 日…11月14日(金)、午後1時から

会 場…市民会館ホール

内 容…第1部=団体および功労者表彰式、パネルディスカッション 第2部=アトラクション等

入場料…無料

▷先着200名様に記念品を贈呈いたします。

11月の妊婦教室

母と子の幸せを願って

期 日…11月11日(火)、18日(火)、25日(火)
午後1時30分～4時

会 場…中央公民館

日 程…11日=妊娠の生理と保健衛生、受診と諸制度 18日=妊産婦の栄養、分娩、産後ケア 25日=赤ちゃんの扱い方、入浴、

年末年始アルバイト募集

川越郵便局

○雇用期間…11月10日ごろから来年1月10日ごろまで

○申 込…川越郵便局にある「申込書」に所要事項を記入して提出してください。

※くわしくは、川越郵便局庶務会計課(☎23-0379)へ。

9月中の火災と救急出動

〈川越地区消防組合管内〉

Table showing fire and emergency statistics for October and the first 9 months of the year. Columns include fire count, damage amount, emergency calls, and personnel.

〔菊花展〕：期間…10月25日(土)～11月16日(日) 会場…喜多院境内 入場料…200円 菊人形、懸崖等

市民相談を
ご利用ください

市民サービス課

皆さんの身の回りに困ること
悩みごとはありませんか。
こんなとき、お気軽に相談し
ていただくため、市民サ
ービス課では、各種の相
談業務を行っています。

市民相談

Table listing various consultation services like general, legal, and labor issues with their respective schedules.

市民サービス課(☎24-8811、内線862-3)

川越商工名鑑
のご利用を

商工観光課では、昭和五十年
度川越商工名鑑を発刊しました
この商工名鑑は、市内の商工
業の資料で本市を紹介したも
の

川越いも祭り

本市特産の「川越いも」を広く
市民の皆さんに知っていただくた
め「川越いも祭り」を開きます。
お気軽にお出かけください。

特設 人権相談所

浦和地方法務局川越支局(☎
43-1382)へ。

タバコは市内で
買いますよう

おしらせ

着物着付け教室

勤労青少年ホーム

期 間…11月12日～12月17日までの毎週水曜
日、午後6時20分～8時20分

会 場…川越勤労青少年ホーム

定 員…40人(申込順)

経 費…受講料無料、ただし雑費として400
円、その他教材等に要する経費は自己負担
になります。

対 象…県内在住在勤の25歳以下の勤労青少
年でホーム登録者。

申 込…10月30日(木)から勤労青少年ホーム
で受け付けます。経費を添えて申し込みく
ださい。

※くわしくは、勤労青少年ホーム(☎22-52
41)へ。

ゴミ代替収集

11月3日(文化の日)⇒翌日4日

11月3日(月)は文化の日のため、ゴミ収集
はお休みします。その日の収集予定地区(月
・木地区)は、翌日4日(火)に収集しますの
で、ご注意ください。

〔4日実施地区〕
宮下町1・2丁目、志多町、喜多町、大手
町、幸町、仲町、宮元町、元町1・2丁目、
郭町1・2丁目、久保町、三久保町、末広町

埼玉会館開設50周年記念

劇団民芸公演「聖火一母の総て」

—第36回県民劇場—

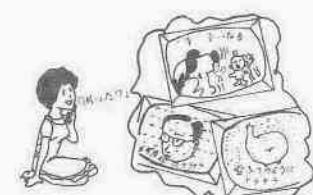
11月6日(木) 18:00開演

埼玉会館大ホール

○岡田嘉子を迎えて贈る〈愛〉の相克と矛盾

埼玉会館事業課(☎0488-29-2471、内線207・208)

おたくのテレビがこんな画面でお困りでは？



NHK浦和放送局では、『テレビを美しくみる運動』を、10月以降全国的に展開しています。受信状態でお困りの方は、NHK浦和放送局(浦和市長盤6-1-21☎0488(33)2041代)へどうぞ。



# ぼくらの作文

## 私の町の緑

月越小3年

久保由加里



私のすんでいる所は、川越市の石原町です。ここにきて来たのは、私が三歳半のときでした。川越市の様子がよくわかりませんでした。けれど今では、前にすんでいた東京へあそびに行ったり、電車のまわりを歩いたり、電車で行った帰りの緑が目につばいとびこんできます。そんなとき、ああ、私はこの町にすんでいるんだなあと思ひ、心があたたくなくなってきました。毎日学校へ行く道の両がわには、まだ田んぼののこっている所がたくさんあります。そして秋になるといねが黄色になってきます。私はあまりはつきりおぼえていないけれど、おかあさんの話では、家から近い小さな公園に、私がのぼれるぐらゐの木があつて、いつもその木にのぼつて、あそんでいたそうです。でもその木も今はなくなつてしまいました。今、その木がのこつていたらその木にのぼつて、高いえだにこしかけて本を読んだり、青い空を見上げて歌を歌つたりしてみたいのに。それから私の考へていることは、広い所に木を何本も植へて、いろいろな学校の子どもたちが集まつ

てすきなことをして、一日じゅうあそびたいと思ひます。そうしたら、その子たちみんなと友だちになれるからです。そうならきつと、小鳥たちもたくさん集まつて来るでしょう。私がどうしてそんなことを考へたかという、木がたくさんあつてもその木はお寺やじんじやにあつて、のぼつてあそぶとしかられてしまふからです。田んぼの緑も見えているだけです。だから私はつまらないのです。広い広い緑の原っぱで、思いきりかけ回つてみたいのです。私のすんでいる所は町の中心から少しはなれているので、まだ小さい原っぱがあるけれど、ときどき見に行くとその原っぱがなくなつておうちがなくなつておもうので、緑がなくなつていってしまうのが、とてもおそろしいです。それを見つめては、あつたあそび場が一つなくなつてしまつたな、と思つてつまらなくなつてしまいます。前の夏休みに、子ども会で名栗や山の家などへ行つて来たなら、まわりは緑の山でいっぱいでした。私は、そういう所は家などたてないで、そのまましておいてほしいのです。でも、やっぱり東京の人たちにくらべたら、川越にすんでいる私たちは緑にめぐまれてい

ます。私のすんでいる川越の緑をいつまでも、いつまでも、たいせつにしたいと思ひます。

### 秋を楽しむ

#### 文学散歩

市立図書館では、第二十一回文学散歩を次のように行います。

今回は、郷土埼玉の生んだ文学者の偉大な業績を探るとともに、数少ない和紙づくりを見学して、秋の一日を楽しく過ごします。皆さんお誘い合わせの上、どうぞご参加ください。

期 日：十一月十二日(水)  
集 合：市民会館前、午前八時集合  
(観光バス利用、雨天決行)  
行き先：塙保己一記念館(児玉町)、金鐵神社(児玉町)、「細川紙和紙づくり見学(東秩父村)」

### 図書館だより

定員：百人(申し込み順に)  
参加費：千二百円(バス代、入館料、お茶代など)  
申 込：十一月一日(日)から市立図書館で受け付けます。参加費を添えて申し込みください。  
▽昼食は必ずご用意ください。(売店はありませぬ)  
※くわしくは、市立図書館(☎22-〇五五九)へお尋ねください。



## 市民会館11月の主な催しもの予定

(10月9日現在、ホールのみ)

| 曜日           | 催し                    | 入場方法                        | 開演時間                  | 主催者                       |
|--------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 1(土)         | 市民文化祭「合唱祭」            | 無料                          | PM: 1.00              | 中央公民館 ☎22-1394            |
|              | 〃 「軽音楽のつどい」           |                             | PM: 6.00              |                           |
| 1(土)<br>2(日) | 川越市美術展                | 無料                          | AM: 9.00              | 市教委社会教育課 ☎24-8811 (内線311) |
| 2(日)         | 市民文化祭「吹奏楽のつどい」        | 無料                          | AM: 9.30              | 中央公民館 ☎22-1394            |
|              | 〃 「邦楽のつどい」            |                             | PM: 1.00              |                           |
| 9(日)         | 隆章会民謡大会               | 無料                          | AM: 9.30              | 隆章会川越支部 ☎22-3265 (小山)     |
| 15(土)        | ジャズ・レコーディングコンサート      | 無料                          | PM: 1.30              | 大野電研社 ☎22-0813            |
| 16(日)        | ぬいぐるみ人形劇「おやゆび姫のふしぎな旅」 | 入場券<br>A席 1,000円<br>B席 800円 | AM: 11.00<br>PM: 2.00 | 演劇センター「飛行船」 ☎03-476-0171  |
| 17(月)        | あべ静江コンサート             | 入場券<br>会員 1,600円            | PM: 6.30              | 関東民音 ☎0488-29-2635        |
| 20(木)        | 公開放送「マチャアキノするぞー」      | 整理券                         | PM: 8.00              | フジテレビ ☎03-353-1111        |
| 21(金)        | ペドロ&カプリシャス リサイタル      | 会員制<br>2,200円               | PM: 6.30              | 川越音楽 ☎23-0656             |
| 22(土)        | 長唄演奏会                 | 入場券<br>1,000円               | PM: 2.00              | 長唄東音会 ☎22-0107            |
| 23(日)        | あおい会ピアノおさらい会          | 無料                          | AM: 11.00             | 南通町・本田美奈子 ☎22-3384        |
| 27(木)        | 公開録音「ロッテ歌のアルバム」       | 整理券                         | PM: 6.45              | TBSテレビ ☎03-584-3111       |
| 28(金)        | 市民文化祭「民謡のつどい」         | 無料                          | AM: 9.30              | 中央公民館 ☎22-1394            |
| 29(土)        | 川越商業高校吹奏楽部定期演奏会       | 入場券<br>100円                 | PM: 1.45              | 同吹奏楽部 ☎43-0800            |
|              | ピアノ発表会                | 無料                          | PM: 6.00              | 鶴ヶ島町、大沼昭子 ☎0492-85-4776   |
| 30(日)        | 東喜和流・民謡部発表会           | 無料                          | AM: 11.00             | 東喜和流、東喜和淑秋 ☎0492-52-9927  |

### 短歌だより

霞ヶ関北短歌グループ  
「道」短歌会

日の光乏しく差せる檜の森の風  
低きなか地表句へる  
的場 石崎 彰司

死なせてはならぬ命よひたすら  
にオベスへし息子の足指さする  
的場 高橋 圭子

音立てて飛沫散り交ふ滝壺の水  
蒼々と妖しきまでに  
霞ヶ関北 大森 ヨシ

数多き若者ねむる谷川のきり立つ  
つ岳は深く黙せり  
霞ヶ関北 野田多恵子

何となく電話のかけたくなる日  
にて心空虚に雷鳴をきく  
的場 藤本 正子

離れ居て看とるひまなく逝かし  
めし養母の忌迎へ悔ひ新なり  
霞ヶ関北 高井 良子

母の立つる包丁の音心地よく朝  
の臥床の中にてきけり  
的場 松岡由紀子

さはりなき語らひに飽く庭先に  
おしろい花は固き種持つ  
的場 小和瀬宣子

人恋ふること未だ知らぬ児  
が涙のごとき調べ奏でる  
的場 平井 禎子

ふれてならぬ言葉五ひに持ちを  
りて日盛りの道影二つ並ぶ  
的場 藤本 正子

▷主にどなたでも入場できるものを掲載しました。  
▷主催者の都合で、一部変更になる場合もあります。  
▷入場券・整理券の申し込みや問い合わせは、それぞれの主催者あてにお願いします。  
※27日(木)の「ロッテ歌のアルバム」の入場整理券を、11月23日(日)午前9時から市民会館で先着順にさしあげます(1人1枚)。  
※20日(土)の「マチャアキノするぞー」の入場整理券は、往復はがき2日に住所・氏名・年齢・職業を書いて(復信にも自分の住所・氏名を書いて)、下記あてに申し込みください(1人1枚)。  
〒162 東京都新宿区市ヶ谷河田町7・フジテレビ「マチャアキノするぞー」11月20日係。[11月10日(月)の消印有効]  
●来年4月からの市民会館使用申し込みは、11月1日(土)、午前9時からお受けします。くわしくは市民会館(☎22-4678)へ。

昭和三十三年六月十日第二種郵便物認可  
月刊一回(十日・二十五日)発行一節四頁

とじて保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

発行所 川越市役所  
川越市五町二丁目一番地(☎三五〇)



市議会第五回定例会から

国民健康保険税率などを改正

一般会計予算は六億二千万円余を補正

「市議会第五回定例会は、九月十二日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「昭和四十九年度川越市水道事業決算認定について」ほか二十二件でした。」



市議会だより

条例

▽川越市国民健康保険税の一部を改正する条例を定めることについて

は、地方税法の一部を改正する法律の施行及び療養諸費の増加等により、所得割額については従来の「百分の二・九」を「百分の三・六」、資産割額については「百分の二・五」を「百分の三・一」、また被保険者均等割額については被保険者一人につき「千二百五十円」を「千九百円」に改めるなど本条例の一部を改正したものです。

▽川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、下水道事業の合理的運営を図るため、処理区域内における基本料金(一月につき)は、公衆浴場用百立方米まで千円、家事用、その他八立方米まで百六十円。また未処理区域内の基本料金(一月

につき)は、公衆浴場用、家事用その他とも八立方米まで六十円とするなど本条例の一部を改正したものです。

▽川越市下水道施設の設置及び管理に関する条例を定めることについて

は、地方自治法第二百四十四条の規定に基づき、川越市下水道施設の設置及び管理について定めため、その施設の名称及び区域は「川越市下水道」「大字上戸場」と定めたものです。

水道会計決算は—継続審査に—

昭和四十九年度の川越市水道事業決算を審査するため、第七日(九月十八日)に九名の委員で構成された水道決算特別委員会は、第十九日(九月三〇日)に審査した結果、なお慎重に審査する必要があるため「継続審査」とすることに決定いたしました。

水道決算特別委員会



仙波浄水場

市議会運営委員会を構成

市議会の円滑かつ適正を期するため、昭和五十年九月一日に次の議員により、市議会運営委員会が設置されました。

- 委員長 伊藤 宗一
- 副委員長 宇津木 克雄
- 委員 村田 昭寿
- 委員 水口 和夫
- 委員 山村 健仁
- 委員 中野 清
- 委員 戸田 正雄
- 委員 水口 和夫
- 委員 安田 謙之助

請願を取下げ

去る六月十一日開会の本市議会第三回定例会において、継続審査の付託を受けていた

▽市内水川町地内に建設予定の工場設置反対に関する請願について

は、その後、厚生常任委員会が開催され慎重審査を重ねてきましたが、請願代表者より本請願については工場建設責任者からその建築確認申請書及び嘆願書の取下げがあったので請願書を取下げたいとの申し出があり厚生常任委員会としてはそれを承認した旨の報告がありましたので、審議した結果本請願は委員長報告どおり取下げることになりました。

- 委員長 矢部 正左衛門 議員
- 副委員長 原田 清 議員
- 委員 小川 芳雄 議員
- 委員 細野 治平 議員
- 委員 山村 健仁 議員
- 委員 中村 孝治 議員
- 委員 高橋 正平 議員
- 委員 荒井 習一 議員
- 委員 石川 新平 議員







# 請願八件を採択 一件は継続審査

市議会第五回定例会には請願九件が提出され、それぞれの関係常任委員会に付託され審査されましたが、その概要はつぎのとおりです。

- 市立大東中学校の増築促進方請願について(採択)
  - 本校の通学区域は川越狭山工業団地の造成、関越高速道路インターチェンジ等の建設により、住宅が急増し、生徒の増加が著しいので、普通教室の増築を切望する、との主旨により、川越市大字大塚新田五〇九の三、牛窪吉次氏ほか七百七名より提出されたものです。
- 東武バスの岸町循環路線新設促進方請願について(採択)
  - 岸町二・三丁目地内住民は東武バスが同地内のワンマンバス運行不可能を理由に南部循環路線を廃止して以来、川越駅方面の足をうばわれ迷惑しているため、市は同地内にワンマンバスが運行できるように整備し、東武鉄道株式会社に対しては岸町循環を川越駅一神明町車庫線に直通させ、本川越、市役所方面)の新設について促進されたい、との主旨により川越市新宿町五の一一の一、範島照次氏ほか六百一名より提出されたものです。
- 市道一九六〇号線の舗装方請願について(採択)
  - は、当該道路は今泉地区の発展に併い歩車道として重要で、去る四十九年には、さくら堤第四自治会々員の各戸負担により市上水道埋設工事も完了し、以後早期舗装を要請しているが未だ実現しないので、「ほこり」「雨水」「水溜」「路面悪状況」
- 現道路を速かに舗装されたい、との主旨により川越市大字木野目一七九五の一〇、館正光氏ほか百七十四名より提出されたものです。
- 市立高階南小学校の体育館建設促進方請願について(採択)
  - 本校は昭和四十五年創立以来年々児童数も増え、来年度は児童数千四百名、約三十五学級になるが、高階地区五校のうち体育館のないのは本校のみで、雨天体育をはじめ卒業式、入学式等百五十名以上収容できる教室は一つもないので可能な限り早期に体育館の建築を實現されたい、との主旨により高階南小学校体育館建設促進委員会々長、有山英夫氏ほか三千二百五十九名より提出されたものです。
- 岸町一丁目地内に公共下水道建設促進方請願について(採択)
  - は、同地内公共下水道は今日までその大部分の完成をみているが同町内二九一三番地附近は国鉄川越線南側低地のため、今日まで未着工になっており、生活排水、雨水処理が困難で生活環境を著しく悪くしているため、公共下水道建設促進については是非、高配をたまわりたい、との主旨により川越市岸町二丁目一〇番地一、山田啓吉氏ほか百十六名より提出されたものです。



請願された大東中学

## 住宅建築資金貸付制度に関する請願について(継続審査)

住宅新築の要求が非常に高いにもかかわらず、いっこうに住宅建築が促進されていないが、この原因は大手、独占企業等の土地の買占めにによる地価の暴騰、或は建築資材の買占め、売惜しみに端を発した高値定着や、総需要抑制による金融引締、住宅ローンの貸出し規制などが重要なものとして考えられ、中でも住宅資金需要は切実な問題で去る四月の五年度分第一次住宅金融公庫資金貸付は、たった一日で受付を締切実情なので、市民の生活、福祉向上を進めると言う積極的立場に立ち、合せ庶民住宅建築のいい手である、地域の建設労働者、職人親方の仕事確保、育成を図るため



舗装が待たれる今泉地区

- 貴市として
- 住宅建築資金貸付を制度化すること。
- すでに住宅建築資金貸付を制度化している場合は、内容改善をはかるために
- 貸付限度額を当面三〇〇万円とする。
- 返済期間を当面十八年とする。
- 貸付利率を住宅金融公庫なみの年利五・五%とする。
- 労働金庫の住宅資金貸付利用者に対し、利子補給(年三%)を行うこと。
- 国の関係機関に働きかけられたこと。
- 住宅建築資金貸付を制度化すること。
- 住宅金融公庫資金の貸付ワケを大幅に拡大すること。との主旨により川越市神明町一一の二、崎建芳川越地区本部執行委員長、若林喜一氏ほか二二五名より提出されたものです。
- 南台三丁目地域内に防犯灯設置方請願について(採択)
  - は、当該地域は防犯灯が少なく、学校帰りの女子児童などが非常に危険で、栗林が繁と道は「層暗く痴漢の心配もある」ので、事故の発生がないうちに速く防犯灯の増設を要請すること。
- 住宅金融公庫資金の貸付ワケを大幅に拡大すること。との主旨により川越市神明町一一の二、崎建芳川越地区本部執行委員長、若林喜一氏ほか二二五名より提出されたものです。
- 南台三丁目地域内に防犯灯設置方請願について(採択)
  - は、当該地域は防犯灯が少なく、学校帰りの女子児童などが非常に危険で、栗林が繁と道は「層暗く痴漢の心配もある」ので、事故の発生がないうちに速く防犯灯の増設を要請すること。
- 住宅金融公庫資金の貸付ワケを大幅に拡大すること。との主旨により川越市神明町一一の二、崎建芳川越地区本部執行委員長、若林喜一氏ほか二二五名より提出されたものです。
- 南台三丁目地域内に防犯灯設置方請願について(採択)
  - は、当該地域は防犯灯が少なく、学校帰りの女子児童などが非常に危険で、栗林が繁と道は「層暗く痴漢の心配もある」ので、事故の発生がないうちに速く防犯灯の増設を要請すること。
- 住宅金融公庫資金の貸付ワケを大幅に拡大すること。との主旨により川越市神明町一一の二、崎建芳川越地区本部執行委員長、若林喜一氏ほか二二五名より提出されたものです。
- 南台三丁目地域内に防犯灯設置方請願について(採択)
  - は、当該地域は防犯灯が少なく、学校帰りの女子児童などが非常に危険で、栗林が繁と道は「層暗く痴漢の心配もある」ので、事故の発生がないうちに速く防犯灯の増設を要請すること。

# 「暮せる年金」実現に関する決議などを可決 一件は否決

市議会第五回定例会最終日(十月十一日)に、決議書三件、意見書二件が提案されましたが、その概要及び結果は次のとおりです。

- 「暮らせる年金」実現に関する決議
  - は、インフレ不況の下で国民の老後の不安は深刻である。また働き手の死亡後や災害や事故で障害をもつたとき等の事故に際しての生活不安は大きい。「暮らせる年金」実現についての要求は、こうした事態の中でいよいよ切実である。政府は憲法一五条の「健康で文化的な最低限度の生活」保障の規定にもとづき、すべての国民に「暮せる年金」を実現するために次の措置を講ずべきである。
  - 一、現行の各年金支給額を引上げ国民が老後を生活し得るに十分な金額を確保すること。
  - 二、各種年金間の格差を解消するために誰でも安心して老後を送れるような総合的年金制度を確立すること。
  - 三、物価などの経済変動に対応し年金額の引上げをはかるため完全スライド制を実施すること。
  - 四、年金の財政方式は現行の積立方式から賦課方式に改めること。との主旨により川越市議会名をもって、内閣総理大臣、衆参両院議長、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣あて提出されるよう、提出者宇津木克雄議員、賛成者村田昭寿議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。
  - 酒(税)、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議
    - は、インフレ、諸物価の高騰、特に日常生活必需品のあいづく
- 自治大臣あて提出されるよう、提出者伊藤藤栄一議員、賛成者村田昭寿議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。
- 「よい医療」実現に関する決議
  - は、わが国医療制度の立ち遅れにより、国民は病気の脅威にさらされている。特に患者に大きな経済的負担を強い安心して治療に専念できない等の状況の今日、医療供給体制の整備は緊急の課題である。政府は国民の病気の不安を一掃し「よい医療」実現のため自治体と一体となって次の措置を講ずべきである。
  - 一、現行医療保険制度の抜本的改善をはかること。
  - 二、予防医療を主眼とした保険制度の充実をはかること。
  - 三、公的医療機関に対する運営費の補助。
  - 四、差額ベッド料を改廃し、保険外の患者負担をなくしてゆく措置をはかること。
  - 五、いつでもどこでも救急、夜間休日診療ができるよう施設整備をはかり医師、看護婦等要員の確保をはかること。
  - 六、保険診療報酬体系は技術と労働を尊重したものに改正し「売薬医療」の弊害をなくすこと。
- 長期慢性疾患、難病等は公費負担医療として保険のワケ外とする。
  - 八、老人医療対策として進ずるため老人医療制度を新設し、大幅な国庫負担による医療施設の整備対策を確立すること。
- 国民健康保険の事務費は実勢単価にみあつて、全額国庫負担とし地方自治体の超過負担を解消すること。
- 療養給付国庫負担金を五十%に増額すること。
- 高額医療費支給制度に対する国庫助成は負担金として、その負担率は十項と同じく二分の一にすること。
- 十二、助産費及び葬祭費の支給は義務給付とし、その負担率を二分の一に引上げること。
- 十三、国保、保健活動費に対する国庫補助を実現すること。との主旨により川越市議会名をもって内閣総理大臣、衆参両院議長、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣あて提出されるよう、提出者宇津木克雄議員、賛成者村田昭寿議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。
- 酒(税)、たばこ、郵便料金値上げ反対に関する決議
  - は、インフレ、諸物価の高騰、特に日常生活必需品のあいづく

## 意見書二件を可決

- 高等学校建設について国の補助制度実施を要する意見書
  - は、埼玉県の高校進学率は九三・七%となり、川越市においては九六・八%にも達し高校教育は義務教育化しています。人口増に伴い埼玉県では今後五年間に五十校の高校を建設していかなければならない現状にあります。しかし高校の新増設に対する国の補助は皆無であり、すべて県市町村まかせとなつており、地方自治体の財政負担が急増しこのままでは増設計画の実施さえ危ぶまれています。「希望するすべての青少年に豊かな高校教育が保障される」よう国は従来の義務教育予算を圧迫することなく、次の対策を講じられるよう要望いたします。
  - 一、国は公立高校の新増設について
- 用地費を含む建設費の国庫補助制度を創設すること。との主旨により川越市議会名をもって、内閣総理大臣、文部大臣、大蔵大臣、自治大臣あて提出されるよう提出者伊藤藤栄一議員、賛成者村田昭寿議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。
- 地方財政の危機打開を要する意見書
  - は、最近の地方財政は経済環境の急激な悪化による影響を受け、未曾有の危機に直面し極めて憂慮すべき事態に立ち至つています。すでに本市議会としては三月二十七日付で地方財政危機打開に関する意見書を可決し、貴職に送付しているところですが、事態はますます深刻でありますので速やかに次のことを行うことを強く要望します。
  - 一、国庫支出金(率)を大幅に増額し超過負担を完全に解消すること。
  - 二、地方債の枠を拡大し政府資金の配分の増大をはかること。
  - 三、地方交付税率を現行三三・四%から四〇%に引上げること。
  - 四、地方交付税の減額分は臨時特例交付金の交付で補てんすること。
  - 五、給与改定に伴う所要財源については追加財源により完全に措置すること。との主旨により川越市議会名をもって、内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、衆参両院議長、衆議院地方財政委員会委員長あて提出されるよう、提出者宇津木克雄議員、賛成者村田昭寿議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。
- 大谷川都市下水路
  - 協定を一部変更
    - は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と川越市は、首都圏整備計画の一環として開発する富士見地区工業住宅団地の大谷川都市下水路設置のため協定を締結しておりますが、今回大谷川都市下水路事業の事業認可の変更に伴い、原協定第四条中の「下水開きよ」の位置及び規模を一部変更したものです。



# 市政に対する一般質問

市議会第五回定例会には、つぎの議員からそれぞれ一般質問が行われました。

※ ※ ※ ※ ※

田島嘉平 議員

- 一、中小企業の融資について
- 二、土地開発公社について

水村高次 議員

- 一、公害対策について(工場関係について)

小川芳雄 議員

- 一、市街化区域内A農地、B農地に対する交付金について

細野浩平 議員

- 一、市立診療所の概要について

島村権治 議員

- 一、川越南部(高階地区)下水道工事計画について
- 二、川越南部(高階地区)道路整備計画について

- 三、川越南部(高階地区)保育所並びに児童保育対策について

小田甚蔵 議員

- 一、市民総合病院早期建設について

間仁田春二 議員

- 一、川越駅西口都市改造にともなう駅前広場、地下道、緑地等について

福原地区から大井町への通学児童対策について

三、県住宅公社が管理している大塚新田の土地について

新山昌司 議員

- 一、市民総合病院の建設、休日、

- 夜間の診療体制、日曜当番医制度の確立について
- 二、霞ヶ関地区の公民館、集会所

学童保育施設について

原田清 議員

- 一、南大塚駅の問題点について
- 二、公共用地取得について

須永富男 議員

- 一、防災道路と自動車公害について

二、排気ガス公害について

- 一、高橋正平 議員
- 一、芳野小・中学校、高階中学校など既存校の問題点について

二、伊佐沼及び周辺の整備について

- 水口和夫 議員
- 一、子ども会と育成団体に対する助成金並びに今後の指導について

二、東部工業団地の促進と中小企業の育成並び用途地域指定の再考について

- 安田謹之助 議員
- 一、福祉行政について(高齢者、障害者に対する諸施策について)

二、公有地の確保と効率的運用について

- 三、北西部地区の文化施設(文化会館公民館、児童館)等の建設計画について

一、農業近代化資金貸出しについて

- 二、稲作病虫害とその対策について

村田昭寿 議員

- 三、市民サービスの向上と職員配置について

山村健仁 議員

- 一、学童保育について
- 二、南大塚駅移転と同辺の環境整備について

三、交通安全対策について

木村豊太郎 議員

- 一、地方財政危機と市民生活について
- 二、学校施設(体育館)の一般開放について

岡島和夫 議員

- 一、選挙対策について
- 二、金融対策について

- 一、緑化問題について
- 高橋初男 議員

二、真土川の改修工事促進について

- 天沼照雄 議員
- 一、都市計画に關しての防災道路計画等について

二、市街地北部の発展と交通規制の現況について

- 忍田宗和 議員
- 一、選挙対策について

二、金融対策について

- 中村孝治 議員
- 一、関越高速道路の自動車公害について

二、歳入について(交付金)

- 佐藤伸治郎 議員

二、環境衛生について

- 水口和夫 議員
- 一、町名地番整理と新市の町名に

ついて

- 大泉清 議員
- 一、市民の診療対策と市立総合病院の建設について

二、環状衛生について

- 田沼三番
- 二、地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

三、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、大字笠幡宇山依地内三路線を市道として認定したものです。

は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

- は、川越市吉田土地改良事業の工事完了に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため、川越市大字吉田字下河原、宇野開、宇大田、宇白髭、宇埋田、宇伊賀田、宇久保田に編入する区域を定めたものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、県道川越上尾線の区域変更に伴い、大字寺井字柳橋町二四〇番一三地先を起点とし、同宇二四九番七地先までの延長一六五メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、大字笠幡宇山依地内三路線を市道として認定したものです。

## 字の区域を変更

は、川越市吉田土地改良事業の工事完了に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため、川越市大字吉田字下河原、宇野開、宇大田、宇白髭、宇埋田、宇伊賀田、宇久保田に編入する区域を定めたものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

## 道路線の認定

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、岸町三丁目二六番四地先を起点とし、同町二六番一八地先までの延長一〇六メートルと、岸町三丁目二六番一九地先を起点とし、同町二六番三二地先までの延長六八メートルを市道として認定したものです。

は、川越市道路線の認定について

- は、道路新設に伴い、田町二三番四地先を起点とし、同町二三番二地先までの延長一八メートルを市道として認定したものです。



日誌

## 市議会

八月五日午後一時より、都道府県会館において「国道東京一本線整備促進同盟会定期総会」が開催され、市議会議長及び同局長が出席しました。

八月七日午後三時より、市役所七A会議室において「国道二五四号、和光川越間バイパス建設促進期成同盟会通常総会」が開催され、市議会議長が出席しました。

八月八日午前十時三十分より、東松山インターチェンジにおいて「関越自動車道(川越―東松山)開通祝賀式」が行われ、市議会議長が出席しました。

八月十二日厚生常任委員会が千葉県山武郡蓮沼村に開設した「川越市海の家」の施設を視察しました。

八月二十七日午後一時に、新潟県中条町議会議長ほか数名の議員が本市の「公害行政」視察のため来庁しました。



認定された市道(笠幡地内)

とじて保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

発行所 川越市役所 川越市元町一丁目一番地 電話三五〇〇